| 目次 | ページ |
|----------------|-----|
| 組合員の皆様へ・・・・・・ | 1 |
| 事務局から・・・・・・・・ | 2 |
| 互助組合事業一覧・・・・・ | 4 |
| 請求の際の注意事項・・・・・ | 6 |
| カフェテリアプラン助成事業・ | 8 |
| 暮らしとお金の相談窓口・・・ | 9 |
| 貸付事業・・・・・・・・・ | 10 |
| 保険事業・・・・・・・・・ | 14 |
| 退職互助部制度・・・・・・ | 15 |
| 全教互会員証割引事業・・・・ | 17 |

令和3年度版 **互助組合のしおり** (各種事業のご案内)

一般財団法人 長崎県教職員互助組合

GUIDEBOOK 2021

〒850-8566(個別番号) 長崎市尾上町3番1号 県教育庁福利厚生室内 電話 095-824-4721 FAX 095-825-4792

【業務日·時間】

月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:45

長崎県教職員互助組合

検索

https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/

互助組合の最新情報をお知らせ! 友達登録お願いします♪

互助組合 LINE 公式アカウント



QRコードを読み込んで登録

QR コード、アカウントは冊子に掲載

組合員の皆様へ

互助組合の運営につきましては、日ごろからご協力いただき感謝申し上げます。

互助組合では基本理念である相互扶助の精神のもと、組合員の皆様方が安心して職務に専 念していただけるよう、各種事業の推進に努めています。

この冊子は、令和3年度の互助組合事業概要をまとめていますので、ご活用ください。

○事業の変更点(令和3年度~)

退職慰労金・・・現行方式により算定された額から、算定額に下記の削減率を乗じて 得た額を控除した額とします。

| 退職時期 | 削減率 |
|--------------------|--------------|
| 令和3年4月1日~令和4年3月31日 | ▲ 16% |
| 令和4年4月1日~ | ▲25% |

押印見直しに伴う各種様式変更・・・新様式は互助組合ホームページに掲載。 貸付事業の利率変更・・・令和3年7月より貸付利率を引き下げます。

○掛金の免除について

産前産後休暇(業)取得により掛金免除となる場合は、下記書類を提出してください。

≪提出書類≫

「特別休暇(産前休暇)願」の写し、「特別休暇(産後休暇)届」の写し

※団体・市教委等(県費以外の所属)は、「休・退職者届」(互助様式)

○再任用者の取り扱いについて

(1)フルタイム勤務職員・・・現職の互助組合員の資格があります。退職互助部に加入 されている場合は、退職互助部事業も利用できます。

ただし、以下の事業は取扱いが異なります。

| 退職慰労金 | 再任用期間を積算基礎として、フルタイム再任用期間終了後に給付する。 |
|---------|--------------------------------------|
| 退職特別給付金 | 対象外 |
| 貸付事業 | 対象外 |
| 退職互助部事業 | 現職事業(療養費)の給付額を控除し、医療補助金として給付。(要請求)医療 |
| (医療補助金) | 補助金の詳細は、「退職互助部ハンドブック」に掲載しています。 |

<u>(2)短時間勤務職員は、現職組合員の資格がありません。</u>

退職互助部に加入されている場合は、退職互助部の事業が利用できます。

【事務局から】

1. 互助組合公式 LINE アカウント …互助組合の最新情報をお届けします。

表紙の QR コードから友達登録を お願いします!

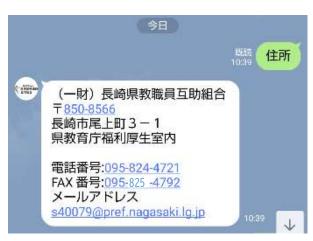
メニューをタップするだけで、

- ・互助組合ホームページ
- ·優待情報
- ・貸付シミュレーション
- ·会員証割引事業
- ·Q&A
- ・お問合せのページが表示されます。

便利機能を活用してくださいね。

互助組合に関係するメッセージを送ると関連する内容が自動返信されます。

例)「住所」と送ると互助組合の住所などを自動返信!



例)「カフェ」と送ると 概要と WEB ページのリンクを自動返信!

メニューを開く/閉じる



(注)この機能は自動返信ですので、個別案件や質問等は電話やメールで互助組合まで直接お問合せください。

2. 活用しよう!組合員優待 …お得な情報がたくさん!活用してリフレッシュしよう♪

① 期間限定優待情報



互助組合ホームページに「期間限定優待情報」を掲載中。協力企業から提供していただいた期間限定のお得な情報を随時更新します。(会員証事業とは別事業です)

https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/

【パスワード】

パスワードは冊子に記載

② 全教互会員証割引事業

互助組合の会員証を全国の提携施設・業者の窓口に提示する ことで、各種の割引・特典が受けられます。



https://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/

【団体 ID】621 【パスワード】

パスワードは冊子に記載

長崎県内のはり・きゅう・マッサージ提携施設一覧は、

上記会員サイトと互助組合ホームページに掲載しています。

③ じゃらんコーポレートサービス

じゃらんコーポレートサービスの限定プランを利用できます。



https://jcs.jalan.net/bw/bwp0100/bww0101.do

【ログイン ID】Nagasaki

【パスワード】

パスワードは冊子に記載

投稿募集の詳細 はこちら→

3. 広報誌「互助だより」の投稿募集

互助だよりに掲載する表紙写真や組合員の声を募集しています。



| 募集内容 | 文字数など | |
|---|--|--|
| ①表紙写真 | 写真の説明文として、100文字程度 | |
| ②趣味の投稿 ア)短歌、俳句、川柳、詩、エッセー など イ)写真、手芸、陶芸、絵画、家庭菜園、釣り、 我が家のペットなど | ア)エッセーは500文字程度 イ)写真に撮ったものを応募してください。 紹介文を100文字以内。短文(1行)でもOK | |
| ③近況・体験談私のストレス解消法、ちょっといい話、 わたしのありがとう など | 400文字以内。短文(1行)でもOK 可能であれば、写真を添付してください。 | |

応募方法 ①互助組合へ郵送(ハガキ・封書)

②互助組合ホームページ 投稿応募フォーム

1 互助組合事業一覧

給付事業は請求様式が変更されています。互助組合ホームページから取得してください。

| 区 | 対象者 | 事業名 | 事業内容 | | | |
|-------|--|-------------|---|--|--|--|
| 分 | 八多石 | | TAID | | | |
| 結婚 | 組合員 | 結婚祝金 | 結婚したとき 20,000円 | | | |
| 出産 | 組合員配偶者 | 出産費 | 出産したとき 1子に付き 30,000円 (4ヶ月以上の流産・死産を含む)(夫婦とも組合員の場合は双方に支給) | | | |
| | 組合員 | 療養費 | 公立学校共済組合で給付されない額から 2,500円を控除した額の65%(100円未満の端数切り捨て)[県費職員は自動給付] | | | |
| | 扶養家族 | 家族療養費 | 公立学校共済組合で給付されない額から 4,000 円を控除した額の 65%(100 円未満の端数切り捨て)[県費職員は自動給付] | | | |
| | 組合員 | 入院見舞金 | 継続して7日以上入院したとき(保険適用外の診療は不可) 1日に付き 500円(年度 100 日限度) | | | |
| 病気 | 組合員 | 休職(無給)見 舞 金 | 病気もしくは負傷のため無給休職したとき 1か月に付き 20,000 円 〔自動給付〕 | | | |
| 病気やケガ | 組合員 | 組合員 | 入退院交通費 | 準へき地以上の学校等に勤務しかつ同地域に居住し入退院したとき 準〜3級地 1,000 円 4級地 1,500 円 5級地 2,000 円 医師の指示による島外 3,000 円 | | |
| | | | | | | |
| 介護 | 組合員 | 介護休暇給付金 | 介護休暇を取得したとき1日に付き 40歳未満 1,500円 40歳以上 50歳未満 2,000円 50歳以上 2,500円 (66日間を限度) | | | |
| 死亡 | 組 合 員 扶養家族 | 弔 慰 金 | 死亡のとき 組合員 200,000 円 配偶者(扶養家族)100,000 円 配偶者以外の扶養家族 30,000 円 | | | |
| | 扶養家族 | 遺児給付金 | 組合員が死亡したときに 22 歳以下の子がいるとき 1子に付き 100,000 円 | | | |
| 災害 | 1, 2, 32, 1, | | 全 損 400,000 円 1/2 損 200,000 円 | | | |
| 18 | | 退職慰労金 | 退職・転出したとき (給付額は規定に基づき算定) | | | |
| 退職 | 組合員 | 退職特別給 付金 | 結婚されることなく、在会 25 年以上で退職したとき (死亡退職を除く) 20,000 円 | | | |

| 区分 | 対象者 | 事業名 | 事業内容 | | | | |
|------------|-----------------------------|--------------------|--|--|--|--|--|
| | 組合員 | カフェテリアプ ラン助成事業 | 組合員のニーズを幅広く取り入れた福利厚生メニューの中から、各々が利用したいメニューを選び、それに係る経費を付与ポイントの範囲内で助成(P.8) | | | | |
| リフレッ | | | 今年度 35 歳になる方 20,000 円 (S61.4.2~S62.4.1 生) [自動給付] | | | | |
| リフレッシュ支援事業 | 組合員 | リフレッシュ 活 動 費 | 退職互助部加入者で今年度 45 歳になる方 20,000 円 (S51.4.2~S52.4.1 生) (退職互助部事業) [自動給付] | | | | |
| 事業 | | | 退職互助部加入者で今年度 55 歳になる方 20,000 円 (S41.4.2~S42.4.1 生) (退職互助部事業) [自動給付] | | | | |
| | 組合員 | ランチセミナー | 春あるいは秋の休日にホテル厳選のランチと生活に役立つセミナーを実施 | | | | |
| 生涯 | | | (ニューライフプラン講習会) 56歳以上の方等を対象に生涯生活設計の知識・情報を提供 | | | | |
| 生涯生活設計 | 組合員 | ニューライフ プラン | (ライフステージセミナー) 55 歳以下の方を対象に退職手続きや生涯生活設計の知識·情報を提供 | | | | |
| 計 | | | (暮らしの金融相談窓口)互助組合員全員を対象にファイナンシャルプランナーによる個別相談窓口(電話、電子メール、面談)を開設(P.9) | | | | |
| 公益目 | 組合員 児童·生徒 保護者 地域住民 | ス ク ー ルコンサート | 小学校·中学校·高等学校·特別支援学校を対象に実施 (5月~6月、10月~11月) | | | | |
| | 組合員と その家族 | 全教互会員証割 引事業 | 「全教互会員証」を提示することで、協定した割引・特典を受ける(P.17~18) | | | | |
| | | 期間限定 | 期間限定の優待情報を互助組合ホームページ内に掲載 (プレゼント企画・期間限定優待 など一覧) | | | | |
| | | じゃらん コーポレートサービス | 宿泊予約サイト「じゃらん」の法人版「じゃらんコーポレートサービス」と提携 | | | | |
| その他 | 組合員 | 貸付事業 | 各種資金の貸付 (P.10~13) 生 活 資 金:10万~300万円 自 動 車 資 金:10万~400万円 育 英 資 金:10万~400万円 リフォーム資 金:10万~300万円 | | | | |
| | 組合員 | 保険事業 | 生命保険料・損害保険料の給与からの引き去り(割引保険料)(P.14) | | | | |
| | 組合員 配偶者 | 退職互助部制度 | 退職後の終身にわたる相互扶助の制度。別途加入申出が必要(P.15~16) | | | | |
| | 組合員 | 広 報 誌 (互助だより) | 年4回発行 事業報告、募集・紹介のほか、組合員の声や教職員の生活に有益 な情報を掲載 | | | | |
| | 県費負担 教職員 | 県委託事業 | (1)教職員地域厚生事業(レクリエーション活動等の費用を助成)(2)健康保持 増進事業①若年層検診事業②脳ドック受診助成事業③健康生活づくりサポート 事業(講師派遣・個別相談会) | | | | |

2 請求の際の注意事項

(1) 全般

各種請求書の記入欄は、内容審査等に必要ですので、もれなく(空欄がないよう)記入してください。 記入例は、互助組合ホームページや各所属配布の『福利厚生事務の手引』をご参照ください。

請求期間

事由が発生したら、すみやかに請求してください。

なお、事由発生日から3年以内に請求が必要です。

※ただし、カフェテリアプラン助成事業は年単位のポイント制として助成しており、 未使用・残余ポイントは翌年度に繰り越すことはできません。

カフェテリアプランの請求期間は1年間! (8ページに掲載)

医療機関等の領収欄

◆必ず受診した医療機関で記入してもらってください。

(医療機関等の領収欄は証明する者以外の記入は無効となりますのでご注意ください。)

- ◆訂正事項があった場合は、訂正箇所に<u>医療機関等の証明印</u>が必要です。修正ペン等で 修正は無効となります。
- ◆領収証添付の場合

互助組合所定の請求書様式を持参されなかった場合は、<u>補助金請求書の領収欄の記入要</u>件を満たした医療機関発行の領収証を請求書に添付してください。

(2) 給付金等の請求から送金まで

各種給付金等の請求は、毎月末で受付を締め切り、審査等の処理を行い、受付月の翌々月の 10日前後に登録口座へ送金します。



給付金決定通知書送付

※給付金決定通知書を確定申告等に利用する方は大切に保管してください。

送金は、請求書等を受付した月から2か月後の10日ごろ。 送金内容は、給付金決定通知書(毎月15日ごろに所属へ送付) で確認できます。

(3) 請求様式および添付書類等、請求をされる前に

押印見直しに伴い、請求様式および添付書類が変更されていますので、互助組合ホームページから新様式を取得し、請求してください。

新様式に必要な添付書類を記載しています。よく読んでいただき、添付漏れのないようご協力ください。

互助組合ホームページ https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/

長崎県教職員互助で検索



(4) 扶養家族とは

○公立学校共済組合及びその他社会保険各法の被扶養者として、認定された者(運営規則第6条)

3 カフェテリアプラン助成事業 (令和3年度分)

組合員が利用したい福利厚生メニュー(助成メニュー)に係る経費について、<u>年1回の申請</u>で 8,000 円を上限に給付します。

助成対象者 互助組合員(休職者及び育児休業者含む、フルタイム再任用者含む)

対象期間 令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木)

・年度途中で採用・退職された方は、在職されている期間が対象。

助成額(付与ポイント) 8,000円(80ポイント)

利用の流れ

カフェテリアプラン 利用補助券請求書

- ・様式は互助組合ホームペー ジから印刷してください。
- ・裏面に助成メニューを記載しています。
- ・必要事項を記入し、領収書を添付してください。

領収書 ¥〇,〇〇〇 締切までに
 郵送・持参
 互助組合

8,000円
ゲット♪
型々月 10 日ごろに
口座にお振込み
口座にお振込み

【対象となる領収書】

- │・対象期間(R3.4.1~R4.3.31 の間に購入(利用)したもの
- 助成メニューに該当するもの
- ・本人または扶養家族が利用したもの

申請期間 令和3年5月6日(木)~令和4年4月28日(木)

・申請は期間中1回のみ。申請期間を過ぎると、給付することができません。

留意事項・助成できない経費

- ・本人・扶養家族以外の経費、助成メニュー(福利厚生)に合致しない経費。
- ・日用品、食品、衣料品、ガソリン代など生活に係る経費 (ミルク、ベビーフード、子供服、学用品なども含む)
- ・ポイントで支払った分や値引き分
- ・送料、代引き手数料、振込手数料など。
- ・領収書は、合計して 8,000 円以上になるように添付してください。助成額(ポイント)の 未使用・残余分は翌年に繰り越せません。 8,000 円未満で申請された場合は、100 円 未満を切り捨てて助成額を決定します。
- ・詳細は互助組合ホームページを参照ください。 ホーム>現職組合員の方へ>リフレッシュ支援事業>カフェテリアプラン助成事業

4 暮らしとお金の相談窓口

充実した生活を送るために、定期的にライフプラン(生涯生活設計)の見直しをしませんか? ファイナンシャル・プランナーへ気軽に相談できる窓口を常時開設しています。

相談内容

「暮らしとお金」に関すること

(例)ライフプランニング、保険の見直し、住宅購入・ローン、貯蓄・資産形成、個人型確定拠出年金(iDeCo)、相続に関することなど



方 法

①電話(9:30~18:00 日・祝を除く)

(2)面談(事前予約制、相談員事務所にて)

直接会って、じっくり話せる**「面談」**が おすすめです。

まずは、気軽にお電話ください。

③E メール※パソコンからのメールを受信できるアドレスから送信してください。 (「相談シート」を互助組合ホームページ様式集から取得 → 相談員に送付)

費 用 相談料は無料

ただし、電話料金、通信料金、事務所までの交通費などは自費となります。

利用の流れ

組合員

専門相談員に電話連絡(下記)

「互助組合の相談窓口を 利用したい」

「所属」「氏名」を伝える

〇相談 対応 〇面談

- ○相談員不在の場合は、折り返しの 対応となります。
- ○面談希望の場合は、日程調整後、下記事務所にて面談。
- ※相談内容は「長崎県個人情報 保護条例」により保護されます。

【メールの場合】①「相談シート」を互助組合ホームページ→様式集から取得 ②「相談シート」を添付し、相談員にメールする

専門相談員

伊藤 克樹(いとう かつき)氏

(有)アクシス・プラザ 代表取締役

長崎市銀屋町 1-10 七福ビル

- **2095-827-0007**
- ☑ 相談シートに掲載

≪主な資格等≫

- CFP® (サーティファイト・ファイナンシャルプランナー)
- ■1級 ファイナンシャルプランニング技能士 (資産設計提案業務)
- ■相続診断士
- ■商工会議所 年金教育センター登録講師
- ■長崎県金融広報委員会 金融広報アドバイザー '

大曲 義典(おおまがり よしのり) 氏

(株)WiseBrainsConsultant & アソシエイツ 代表取締役

長崎市万才町 10-16 パーキングビル川上 301

- **2** 095-895-8351
- ☑ 相談シートに掲載

≪主な資格等≫

- CFP® (サーティファイト・ファイナンシャルプランナー)
- ■1級 ファイナンシャルプランニング技能士 (資産設計提案業務)
- ■1級 企業年金総合プランナー
- ■社会保険労務士
- ■認定メンタルヘルスコンサルタント社労士

5 貸付事業

(1) 事業概要

資金が必要なときに低金利で貸付の利用ができます。 償還は給与天引きで 便利。 申込書も互助組合ホームページで簡単に作成できます。

貸付対象者 互助組合員

貸付の制限 下記

下記に該当する者には貸付は行わない

- ・新規採用後、初回の互助組合掛金の納入が済んでいない者
- ・定年退職者等の再任用者および、未成年者(法定代理人の承認がない場合)
- ・給与が支給されない者(育児休業等)、現に給与の差し押さえを受けている者
- ・懲戒を事由とする抵触等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
- ・自己破産又は民事再生等により債務不履行が発生し、互助組合へ損害を与えた者
- ·貸付保険事故者

貸付内容 令和3年7月より貸付利率を引き下げます(現在利用中の方は自動的に変更)

| 種類 | 利 (変動 | 率 金利) | 貸付限度額 | 償還回数 | 附属書類 | 附属書類 (他金融機関から |
|-------------|----------|-----------------|-----------------------|---|--|------------------|
| | ∼R3.6 | R3.7∼ | | | | の借換) |
| 生活 資金 | 1.2% | 1.0% | 10 万円~ 300 万円 | | 不要 | |
| 育英資金 | 1.2% | 1.0% | 10 万円~ 400 万円 120回 以内 | 書(原本·発行から3ヶ月以内 ※対象者が本人又は被扶養 | 合格通知書(写し)又は在学証明書(原本·発行から3ヶ月以内) ※対象者が本人又は被扶養者でない場合は住民票又は戸籍謄本 | |
| 自動車資金 | 1.0% | 1.0% | | 見積書(原本・販売店印が必要) 又は売買契約書(写し) ※購入者が本人又は被扶養者で ない場合は住民票又は戸籍謄本 | 他金融機関等でのお借入内容によってご準備いただく書類が異なる場合があります。 申込前に事務局へご相談ください。 (電話: 095-824-4721) | |
| リフォーム 資金 | 1.2% | 1.0% | | ①工事請負契約書(写し)又は工事費用見積書(写し) ②敷地、建物の登記事項証明書 (原本・発行から3ヶ月以内) ※区分所有マンションの場合は建物の登記事項証明書のみで可。 ③修理箇所の図面又は写真 ※所有者名義が本人でない場合は、住民票又は戸籍謄本 | | |

申込締切日 毎月10日(互助組合必着)

貸 付 日 毎月末日(休日等の場合は、直前の平日)

償還方法 元利均等毎月償還及びボーナス併用償還

申込書類

- ①資金貸付金申込書(新規・借替・他金融機関等からの借換)
- ②資金貸付金借用証書(要収入印紙)
- ③附属書類(生活資金は不要)
- ※<u>他金融機関等からの借換えは申込書類の様式が異なりますので、申込前に事務局へ</u> ご相談ください。

貸付条件

- ①毎月の償還金(互助以外の既存借入を含む)の合計が、給料月額の30%を超えない 範囲であること
- ②ボーナス償還金(互助以外の既存借入を含む)の合計が、給料月額の60%を超えない範囲であること
- ③他金融機関等からの借換の場合は、借入残高が貸付限度額の範囲内で全額借換が可能であること(※一部返済は不可)

借替制度

【既に互助組合の貸付を利用されている方】

71...

いつでも借り替え OK!

既貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引いて送金します。

繰上償還

希望により、償還途中の貸付残金全額を一括して返済できます。(電話にて申し出後振込)

僧環猫予

育児休業等により給与が支給されなくなった場合、定期償還を猶予します。育児休業の場合は、復帰後に引き続き定期償還を再開します。(手続き不要)

貸付までの流れ



- ① 互助組合ホームページ「貸付シミュレーション」を起動
- ② 借入内容を入力後、申込書を作成のうえ「貸付金申込書」と「貸付金借用証書」を印刷
- ③ 署名・捺印をして、収入印紙を貼り、附属書類と一緒に互助組合に郵送(毎月 10 日締)
- ④ 審査(不備がある場合のみ互助組合より連絡)
- ⑤ 借入金の振込(月末:休日の場合は直前の平日)、「償還予定表」の送付
- ⑥ 翌月より、給与天引きによる償還開始

申込書作成機能

「貸付金申込書」と「借用証書」は**互助組合のホームページ**から作成できます。

とっても簡単! おすすめ♪



https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/

- ① 互助組合ホームページの「貸付シミュレーション」を起動する
- ② 希望する償還額になるよう貸付シミュレーションを行う
- ③ 希望する償還内容で、≪申込書作成ボタン≫を押す
- ④ 必要事項を入力し、≪内容確認ボタン≫を押す
- ⑤ 【入力項目チェック及び判定】でエラーが出なければ、≪申込書作成ボタン≫を押す
- ⑥ 印刷プレビューで確認したあと、印刷する レイアウトが崩れていないか、余白にページ番号などが入っていないかを確認
- ⑦ 印刷された申込書、借用証書に署名捺印する 借用証書には、収入印紙を貼る

手書きの場合は、申込書と借用証書を「互助組合ホームページ→様式集→貸付事業」から印刷してご利 用ください。

(2) 他金融機関等からの借換について

他金融機関等のローンを借換することができます。

| 貸付種別 | 借換対象 | | |
|---------|----------------------------------|--|--|
| 育英資金 | 他金融機関等からの育英・教育資金関連借入の借換資金 | | |
| 自動車資金 | 他金融機関等からの自動車関連借入の借換資金 | | |
| | ※残価設定ローンの借換は残価部分を含めた金額の借換が可能な場合に | | |
| | 限ります。 | | |
| リフォーム資金 | 他金融機関等からのリフォーム関連借入の借換資金 | | |
| | ※無担保のリフォーム関連借入に限ります。 | | |

提出書類

〔申込時〕 ①貸付金申込書【貸様式第3号】

貸付シミュレーションから作成可能!

②貸付金借用証書【貸様式第4号】

③既存借入の残高証明書(発行後3か月以内の原本、元金部分が確認できるもの)

④既存借入の返済予定表(写し可)

[実行後] ⑤既存借入の完済証明書

※お借入内容によってご準備いただく書類が異なる場合があります。他金融機関等からの借換を利用される場合は、 お借入内容がわかる資料を手元にご準備いただいて、まずは事務局へご連絡ください。(TEL:095-824-4721)

(3) 貸付 FAQ(お問合せの多い事項)

Q 審査結果について互助組合から連絡がありますか?

A 申込書類を受け付けて書類に不備がなく、審査結果に問題なければ、互助組合から連絡はありません。 その場合は、月末に指定された受取口座に貸付金を送金します。 申込書類等に不備があり、貸付ができない場合にのみ、互助組合から連絡します。

Q 自動車貸付を申し込む前に、現金で一旦支払いをしました。支払済みでも自動車貸付を申し込むことはできますか?

A 支払いから1ヵ月以内であれば可能です。附属書類として、通常の自動車貸付の書類(P.11)に加えて、領収書など(支払済みであることを証明する資料)をご提出ください。

Q 自動車を購入する際、ディーラーに審査の承認通知書をもらうように言われました。発行できますか?

A 申し訳ありませんが、審査結果についての書類の作成・発行はできかねますのでご了承ください。 審査結果は、ご本人からのお問い合わせのみお答えしております。

Q 振り込まれた金額が申込金額より少なかったのですがなぜですか?(借替)

A 互助組合で同種別の貸付がある場合は、「借替」での申込となります。「借替」の場合は、既存貸付の未 償還元金を新たな貸付金から差し引いて送金されます。なお、「借替」での申込では、既存貸付の未償還 元金を新たな貸付の申込金額に含めることができます。

Q 退職時点で未償還金が残っている場合はどうなりますか?

A 退職慰労金から自動的に差引き、差引後も不足が生じる場合は、改めて通知します。

(4) 事務局からのお願い

〇収入印紙…「日本政府」 ×収入証紙…「長崎県」

①借用証書に貼るものは「収入印紙」です。

収入証紙では代用できません。間違った場合には、収入印紙を再度購入する必要があります。

②パソコンでの「申込書類作成」にご協力ください。

書類の不備が多く、再記入や再提出を依頼するケースが増えています。 事務の効率化のために、互助組合ホームページ内「貸付シミュレーション」から書類を作成していただくよう お願いいたします。

③ご不明な点はいつでもお電話ください。

TEL 095-824-4721 (互助組合 貸付係) 平日 9:00~17:45 (年末年始を除く)

6 保険事業

組合員が契約した団体扱い保険料を、毎月の給料から控除します。(便利!) 保険料には、団体割引が適用されますので、個人払い(口座引去)よりも割安になります。 なお、控除の開始及び停止等の変更は、各保険会社からのデータに基づいて行っています。

取扱対象者 互助組合員

取扱時期 随時(取り扱い保険会社にご相談ください。)

☆取り扱い生命保険会社(16社)

| 日本生命 | ジブラルタ生命 | 第一生命 | 富国生命 |
|----------|-----------|---------|--------------|
| 朝日生命 | 明治安田生命 | 大樹生命 | 住友生命 |
| ソニー生命 | メットライフ生命 | アフラック生命 | 東京海上日動あんしん生命 |
| マニュライフ生命 | かんぽ生命 * 1 | 教弘保険*1 | 全教共済*2 |

- *1 教弘保険、かんぽ生命は、県費職員及び県立大学職員のみ対象となります。
- *2 全教共済は県費職員のみが対象となります。

☆取り扱い自動車保険(1社)

三井住友海上火災 長崎支店·長崎支社 TEL 095-825-3122 一部代理店では取り扱いできません。 詳しくは保険会社へ問い合わせください。

申込方法 「かんぽ生命」のみ互助組合へ「団体扱い希望申込書」をFAX。

この申込書は、互助組合ホームページ様式集に掲載しています。

対象となる保険:月払いの「学資」「終身」「養老」「定期」保険

かつ、上記保険の「保険証券記号番号」の3桁目が「5」の保険

(例)保険証券記号番号 0550123456

(かんぽ生命申込の流れ)

(注)申請書送付月から団体扱い控除開始までに3か月程度時間がかかります。

※かんぽ生命以外は、各保険会社へ直接お問い合わせください。

(保険会社を経由して、互助組合へ申し込む必要があります。)

7 退職互助部制度 (退職後も互助組合が支えます!)

組合員と配偶者の退職後の生活をサポートするため、医療費補助事業を中心に、各種相互扶助事業を 実施しています。現職中は共済組合と互助組合事業等により、医療費の負担軽減等の福利厚生事業に支 えられていますが、退職互助部加入者は退職後も引き続き、生涯にわたり医療費等の負担が軽減されます。

加入資格 ①満33歳・34歳・35歳に達する互助組合員

- ②上記対象者の配偶者(年齢、扶養有無の制限なし)
- ③既に退職互助部に加入している現職組合員の配偶者 (加入期限、年齢、扶養有無の制限はありません)
- ※配偶者が互助組合員の場合は、それぞれ本人としての加入となり、配偶者として同時加入は出来ません。

加入方法 上記①と②の該当者

⇒ 該当年齢時(33·34·35歳)に本人宛に加入案内を送付します。

上記③の該当者

⇒ いつでも加入できます(「現職加入配偶者資格取得届」を提出してください)

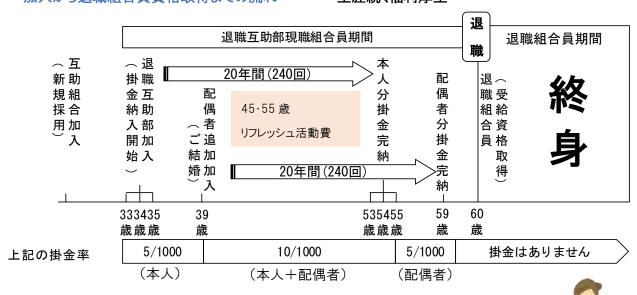
退職互助部掛金 ①掛金額···給料の月額(調整額及び教職調整額を含む)×掛金率

〔掛金率〕 *本人のみ加入 …5/1000

*本人と配偶者が加入・・・10/1000

②納入回数…240回(20年)

加入から退職組合員資格取得までの流れ ~ 一生涯続く福利厚生 ~



退職互助部加入者限定の給付あり!掛金は現職中に完納!

退職互助部事業一覧

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| リフレッシュ | 今年度 45 歳・55 歳になる方で退職互助部加入者に 20,000 円を自動給付 |
| 活動費 | ※この事業のみ現職組合員を対象 |
| 医唇状叶合 | 保険診療による医療費の一部負担金から 1,500 円を控除した額の60%を |
| 医療補助金 | 給付(100円未満切り捨て) |
| 長寿祝金 | 喜寿・米寿・白寿を迎えた組合員にお祝い金を贈呈(10,000円) |
| 弔 慰 金 | 組合員又は加入配偶者が死亡した時に、退職組合員期間に応じて給付 |
| 検(健)診・ドック補助 | 受診経費について年度 15,000 円を限度に補助(100 円未満切り捨て) |
| 宿泊補助 | 指定旅館を宿泊利用したとき 1 泊 2,000 円を補助(1 人年度 3 泊まで) |
| | 1級・2級の身体障害者手帳を所持し、なおかつ福祉医療費受給者証を所持 |
| 福祉給付金 | している組合員に、年度1回 10,000 円を自動給付 |
| | ※被爆者健康手帳の所持者は除く |
| ふるさと便り | 支部に属さない県外在住者の方に長崎の近況等の便りを発行(2年に1回) |
| 広 報 誌 | 「互助だより(退職互助部編)」を年3回発行 |
| 士如沃動 | 県内各地及び福岡で組織された「支部」により、地域の特色を活かした独自の |
| 支 部 活 動 | 活動を実施 |

《医療補助金の給付の例》

退職後も医療費を助成!

1つの病院で1か月に10,000円を支払った場合、5,100円が給付されます。

医療補助金として給付 5,100円

実質自己負担額 4,900円

 $(10,000 円-1,500 円) \times 60\% = 5,100 円$

※ただし、療養費、国や地方公共団体等からの戻入等は、控除して計算します。

| | | 退職互助部の医療補助金事業 | 生保などの医療保険商品 | |
|------------|---------------------------|--|--|--|
| 資格 | | 告知、審査なし | 告知、審査が必要な場合が多い | |
| 掛金 | | 1回(月)あたり約1,989円(240回納入) | プランによるが、月額、数千円から数万円 | |
| | 保険診療であれば疾病内容に関わらず 全て対象 | | 疾病内容等に制限がある(入院・入院前後の 通院・ケガに限る) | |
| 補助 (保障) | 内容 | 入院日数や給付限度額に制限はない | 原則として、給付金などの支払日数、給付額 に制限がある | |
| | 期間 | 終身 | 原則として、保障年数や年齢に制限がある | |
| 手続・申請 | | 各自請求用紙に記入(領収書添付) するか、 病院側に記入してもらい、互助組合へ送付 | 保険金の振込みまでに保険会社とのやり取り を複数回行ったり、申請時に診断書の添付が 必要な場合がある | |

8「全教互会員証」割引事業(提携施設等割引事業)

利用対象者 互助組合員及びその家族

利用方法 提携施設で「会員証」を提示し、施設の割引や優待を受けることができます。

割引の適用可否について、事前に必ず施設にお問い合わせください。

適用除外日などがあります。

会員証 ①モバイル会員証…「会員サイト」にサインインし、画面に表示させる

②カードタイプの会員証…希望者のみ発行

留 意 事 項 ·新規採用者へのカードタイプの会員証は希望者のみに発行します。

カードタイプの会員証を希望する方は、「互助組合会員証発行申請書」を提出してください。

・紛失・破損等でカードタイプ会員証の再発行が必要な場合は、「互助組合会員証発行申請書」に100円分の切手を添えて申請してください。

・カードタイプ会員証をご利用の方で、改姓時はご自身で新姓に書き直してください。

会員サイトの利用方法

対象施設、割引内容や特典は、下記URLもしくはQRコードからログインしたページに掲載しています。 施設により適用除外日の設定がありますので、利用前に必ず施設に直接確認してください。



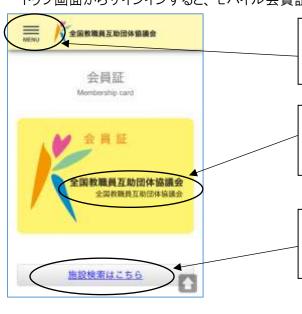
https://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/

団体ID:621

パスワード:

パスワードは冊子に記載

トップ画面からサインインすると、モバイル会員証が表示されます。



「MENU」をタップすると「施設検索」「新着情報」「お問い合わせ」などのメニューが出てきます。

「全国教職員互助団体協議会」の下の欄には「所属団体名」が自動的に入りますので、ご確認ください。

ご希望の施設を検索するには、ここをタップします。 優待や割引内容も確認できます。

≪パソコンでも施設検索ができます。ご活用ください。≫

会員サイト 施設検索カテゴリー 一覧

泊まる

・旅行社・ホテル・旅館・全教互指定旅館・日帰り温泉センター



食べる

・飲食店・お取り寄せグルメ



遊ぶ

・ボウリング場・ケーブルカー・キャンプ場・テーマパーク・アミューズメント・ロープウエイ・遊覧船

買う

・スポーツ用品・クレジットカード・メガネ店・衣料品・文具類・ジュエリー・時計等・書籍・文具類

楽しむ

・カラオケ・映画館・コンサート・演劇・ミュージカル・古典芸能

学ぶ

・美術館・博物館・カルチャー・外国語・学習塾

健康スポーツ

・乗馬クラブ・プール・スポーツクラブ・ゴルフ練習場・ゴルフ場・テニスクラブ・ウインタースポーツ・健康・ 美容等

暮らし

- ・専門相談・書籍買取・結婚相談・結婚式場・貸衣装・返礼ギフト・引っ越し運送業・ホール・会議室
- ·宿泊·婚礼·住宅関連·葬儀·葬祭

くるま・交通

・自動車学校・レンタカー・車整備・フェリー・駐車場



はり・きゅう・マッサージ施設

会員証を提示することにより、協定料金で各種施術を受けることができます。

[協定料金]

| はり又はきゅうのいずれか1術の場合 | 2,500 円 |
|-----------------------|---------|
| マッサージの場合 | 2,500 円 |
| はり、きゅう併用の2術の場合 | 3,000円 |
| マッサージに、はり又はきゅうを併用した場合 | 3,000円 |

協定料金は「長崎県保健鍼灸マッサージ師連合会」「長崎県鍼灸マッサージ師会」と提携しており、 その団体に加盟している施術所が対象となります。

⇒ 施術所一覧は、互助組合ホームページおよび会員サイトに掲載しています。

